

令和4年10月18日改定版

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う「わくわく体験館」の使用に関する要領

1. 趣旨

本要領は、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、わくわく体験館の使用者の生命と安全を確保するため、その使用に関する取り扱いを示すものである。

なお、国または県から公共施設の取り扱いについて指示等が示されるなど、状況に変化があった場合は、本要領も見直すものとする。

2. 使用の制限について

(1) 施設の使用の制限

施設の使用の制限は施設ごとに次のとおりとする。なお閉館中の施設については、今後の状況をみつつ、開館日を決定する。

- ① 会議室 開館
- ② わくわく工房・ガラス工房 開館
- ③ 体育館 開館
- ④ 宿泊室(グループ室、調理室含む) 閉館
- ⑤ 浴室 閉館

(2) 使用人数の制限

使用する部屋において、大声なしの場合は他者と触れ合わない程度、大声ありの場合は十分な間隔(最低1メートル程度)を確保できる人数とする。

(3) 使用者の制限

- ① 使用者に、次の各号のいずれかの症状があった場合は、当該使用者の使用を許可しない。
 - ア 発熱、咳、鼻水、喉の痛み等風邪の症状
 - イ 味覚または嗅覚に異常を感じる
 - ウ 倦怠感(身体のだるさ)や息苦しさ

(4) 活動の制限

- ① 屋内での飲食(水分補給は除く。)は許可しない。ただし、その活動の性格上飲食が不可欠な場合を除く。

3. 遵守事項について

わくわく体験館の使用についての遵守事項は、可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例第18条に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策に基づくわくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1)、ただし、ガラス工芸体験を行う場合においては、ガラス工芸体験チェックリスト(別紙1-2)に必要事項を記載の上、施設の使用前にわくわく体験館に提出すること。

- (2) 施設利用の代表者は、利用者の氏名と連絡先を把握し、施設管理者から求めがあれば提出すること。
- (3) 30分毎に1回以上(1回当たり3分以上)、窓、出入口等2方向を開放し、換気を行うこと。
- (4) 使用者全員が常時マスクを着用すること。ただし、熱中症の恐れがある場合や次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ① 水分補給をする時
 - ② 飲食をする時
 - ③ 吹奏等をする時
 - ④ 小学校入学前の乳幼児
- (5) 使用する部屋において、大声なしの場合は他者と触れ合わない程度、大声ありの場合は十分な間隔(最低1メートル程度)とする。ただし、同居の家族の間においては、この限りではない。
- (6) 飲食をする場合は、対面場面を作らない、人と人の距離を確保する、会話を極力控えることを徹底すること。
- (7) 部屋の使用前、使用後に消毒を実施すること。
- (8) 調理器具や工具など使用する備品の使い回しはせず、使用後は使用者が必ず洗浄または消毒を行うこと。
- (9) 活動で発生した廃棄物は、使用者が持ち帰ること。
- (10) 物品販売、イベント等での使用については、前記(1)から(9)の遵守事項及び次に掲げる事項を、活動の主催者の責任において厳守すること。
 - ① 物品販売、イベント等の参加者(以下「参加者」という。)が、前記2.(2)使用者の制限に該当しないことを確認すること。
 - ② 参加者の入退場時及び施設内での密集を回避するために、導線を確保し誘導するための人員を配置すること。
 - ③ 飲食物を販売する場合は、試食コーナー等を設置せず、包装した状態で販売するとともに、施設内での飲食は許可されていないことを購入者に周知すること。

4. わくわく体験館における感染症防止対策について

- (1) わくわく体験館の感染症防止対策実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、わくわく体験館長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、わくわく体験館の使用にあたって、新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト(別紙3)に基づき、適切な感染症防止対策を実施する。
- (3) 実施責任者は、わくわく体験館の使用を希望する者全員から新型コロナウイルス感染症防止対策に基づくわくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1、1-2)を提出させ、使用の可否を判断する。
- (4) 実施責任者は、使用者全員にわくわく体験館を使用される皆様へ(別紙4)を渡して、遵守事

項の徹底を図る。

(5) 実施責任者は、適宜施設内の消毒を行う。

5. 留意事項

わくわく体験館の使用に当たっては、本要領の他に、感染症拡大防止のための各種団体等が策定するガイドライン等の適用を徹底するものとする。

6. 適用期間

本要領の適用は、令和4年10月18日から、日本政府による新型コロナウイルス感染症の終息宣言が発表される日までとする。

附則

令和3年4月1日作成 令和3年4月1日適用

令和4年10月18日改定 同日より適用

わくわく体験館指定管理者 有限会社可児ガラス工房 作成

令和4年10月18日改定版

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う「わくわく体験館」の使用に関する要領

1. 趣旨

本要領は、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、わくわく体験館の使用者の生命と安全を確保するため、その使用に関する取り扱いを示すものである。

なお、国または県から公共施設の利用について指示等が示されるなど、状況に変化があった場合は、本要領も見直すものとする。

2. 使用の制限について

(1) 施設の使用の制限

施設の使用の制限は施設ごとに次のとおりとする。なお閉館中の施設については、今後の状況をみつつ、開館日を決定する。

- ① 会議室 開館
- ② わくわく工房・ガラス工房 開館
- ⑥ 体育館 開館
- ⑦ 宿泊室(グループ室、調理室含む) 閉館
- ⑧ 浴室 閉館

(2) 使用人数の制限

使用する部屋において、~~使用者1人当たり4平方メートル以上のスペースを確保できない場合は、使用を許可しない。~~ 大声なしの場合は他者と触れ合わない程度、大声ありの場合は十分な間隔(最低1メートル程度)を確保できる人数とする。

(3) 使用者の制限

- ② 使用者に、次の各号のいずれかの症状があった場合は、当該使用者の使用を許可しない。
 - ア 発熱、咳、鼻水、喉の痛み等風邪の症状
 - イ 味覚または嗅覚に異常を感じる
 - ウ 倦怠感(身体のだるさ)や息苦しさ

~~② 使用者が、過去14日以内に、海外から入国した場合は、当該使用者の使用を許可しない。~~

(4) 活動の制限

- ① 屋内での飲食(水分補給は除く。)は許可しない。ただし、その活動の性格上飲食が不可欠な場合を除く。

3. 遵守事項について

わくわく体験館の使用についての遵守事項は、可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例第18条に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (5) **新型コロナウイルス感染症防止対策に基づく**わくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1)、

ただし、ガラス工芸体験を行う場合においては、ガラス工芸体験チェックリスト(別紙1-2)に必要事項を記載の上、施設の使用前にわくわく体験館に提出すること。

- (6) ~~団体で使用する場合は、わくわく体験館使用者名簿(別紙2)に必要事項を記載の上、退館までにわくわく体験館に提出すること。~~施設利用の代表者は、利用者の氏名と連絡先を把握し、施設管理者から求めがあれば提出すること。
- (7) 30分毎に1回以上(1回当たり3分以上)、窓、出入口等2方向を開放し、換気を行うこと。
- (4) 使用者全員が常時マスクを着用すること。ただし、熱中症の恐れがある場合や次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ① 水分補給をする時
 - ② 飲食をする時
 - ⑤ 吹奏等をする時
 - ⑥ ~~2歳未満の乳幼児~~ 小学校入学前の乳幼児
 - ⑦ ~~各種団体等が策定するガイドラインの適用を徹底すること~~
- (5) 使用する部屋において、~~使用者の間隔をできるだけ2メートル以上保つこと。ただし、同居の家族の間においては、この限りではない。~~大声なしの場合は他者と触れ合わない程度、大声ありの場合は十分な間隔(最低1メートル程度)とする。ただし、同居の家族の間においては、この限りではない。
- (6) 飲食をする場合は、対面場面を作らない、人と人との距離を確保する、会話を極力控えることを徹底すること。
- (7) 部屋の使用前、使用後に消毒を実施すること。
- (8) 調理器具や工具など使用する備品の使い回しはせず、使用後は使用者が必ず洗浄または消毒を行うこと。
- (9) 活動で発生した廃棄物は、使用者が持ち帰ること。
- (10) 物品販売、イベント等での使用については、前記(1)から(9)の遵守事項及び次に掲げる事項を、活動の主催者の責任において厳守すること。
 - ④ 物品販売、イベント等の参加者(以下「参加者」という。)が、前記2.(2)使用者の制限に該当しないことを確認すること。
 - ⑤ 参加者の入退場時及び施設内での密集を回避するために、導線を確保し誘導するための人員を配置すること。
 - ⑥ 飲食物を販売する場合は、試食コーナー等を設置せず、包装した状態で販売するとともに、施設内での飲食は許可されていないことを購入者に周知すること。
- ~~(11) 策施設運営基本方針で示す事項及び感染症拡大防止のため各種団体等が策定するガイドラインの適用を徹底するものとする。~~

4. わくわく体験館における感染症防止対策について

- (1) わくわく体験館の感染症防止対策実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、わくわく体験

館長をもって充てる。

- (2) 実施責任者は、わくわく体験館の使用にあたって、新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト(別紙3)に基づき、適切な感染症防止対策を実施する。
- (3) 実施責任者は、わくわく体験館の使用を希望する者全員から新型コロナウイルス感染症防止対策に基づくわくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1、1-2)を提出させ、使用の可否を判断する。
- (4) 実施責任者は、使用者全員にわくわく体験館を使用される皆様へ(別紙4)を渡して、遵守事項の徹底を図る。~~とともに、代表者からわくわく体験館使用者名簿(別紙2)を提出させる。~~
- ~~(5) 実施責任者は、不特定多数の者が予約なしで使用できるロビー等について、30分以下とし、これを超える場合は、使用者に対しわくわく体験館使用者名簿の提出を求める。~~
- (5) 実施責任者は、適宜施設内の消毒を行う。
- ~~(7) 実施責任者は、使用者に対し厚生労働省の接触確認アプリや岐阜県感染警戒QRシステムの利用を奨励する。~~

5. 留意事項

わくわく体験館の使用に当たっては、本要領の他に、感染症拡大防止のための各種団体等が策定するガイドライン等の適用を徹底するものとする。

6. 適用期間

本要領の適用は、~~令和3年4月1日から~~、令和4年10月18日から、日本政府による新型コロナウイルス感染症の終息宣言が発表される日までとする。

附則

令和3年4月1日作成 令和3年4月1日適用

令和4年10月18日改定 同日より適用

わくわく体験館指定管理者 有限会社可児ガラス工房 作成

令和3年4月1日策定版

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う「わくわく体験館」の使用に関する要領

1. 趣旨

本要領は、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、わくわく体験館の使用者の生命と安全を確保するため、その使用に関する取り扱いを示すものである。

なお、国または県から公共施設の取り扱いについて指示等が示されるなど、状況に変化があった場合は、本要領も見直すものとする。

2. 使用の制限について

(1) 施設の使用の制限

施設の使用の制限は施設ごとに次のとおりとする。なお閉館中の施設については、今後の状況をみつつ、開館日を決定する。

- ① 会議室 開館
- ② わくわく工房・ガラス工房 開館
- ⑨ 体育館 開館
- ⑩ 宿泊室(グループ室、調理室含む) 閉館
- ⑪ 浴室 閉館

(2) 使用人数の制限

使用する部屋において、使用者1人当たり4平方メートル以上のスペースを確保できない場合は、使用を許可しない。

(3) 使用者の制限

- ③ 使用者に、次の各号のいずれかの症状があった場合は、当該使用者の使用を許可しない。
 - ア 発熱、咳、鼻水、喉の痛み等風邪の症状
 - イ 味覚または嗅覚に異常を感じる
 - ウ 倦怠感(身体のだるさ)や息苦しさ

- ② 使用者が、過去14日以内に、海外から入国した場合は、当該使用者の使用を許可しない。

(4) 活動の制限

- ① 屋内での飲食(水分補給は除く。)は許可しない。ただし、その活動の性格上飲食が不可欠な場合を除く。

3. 遵守事項について

わくわく体験館の使用についての遵守事項は、可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例第18条に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (8) わくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1)、ただし、ガラス工芸体験を行う場合においては、ガラス工芸体験チェックリスト(別紙1-2)に必要事項を記載の上、施設の使用前にわくわく体験館に提出すること。

- (9) 団体で使用する場合は、わくわく体験館使用者名簿(別紙2)に必要事項を記載の上、退館までにわくわく体験館に提出すること。
- (10) 30分毎に1回以上(1回当たり3分以上)、窓、出入口等2方向を開放し、換気を行うこと。
- (4) 使用者全員が常時マスクを着用すること。ただし、熱中症の恐れがある場合や次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ① 水分補給をする時
 - ② 飲食をする時
 - ③ 吹奏等をする時
 - ⑧ 2歳未満の乳幼児
 - ⑤ 各種団体等が策定するガイドラインの適用を徹底すること
- (5) 使用する部屋において、使用者の間隔をできるだけ2メートル以上保つこと。ただし、同居の家族の間においては、この限りではない。
- (6) 飲食をする場合は、対面場面を作らない、人と人の距離を確保する、会話を極力控えることを徹底すること。
- (7) 部屋の使用前、使用後に消毒を実施すること。
- (8) 調理器具や工具など使用する備品の使い回しはせず、使用後は使用者が必ず洗浄または消毒を行うこと。
- (9) 活動で発生した廃棄物は、使用者が持ち帰ること。
- (10) 物品販売、イベント等での使用については、前記(1)から(9)の遵守事項及び次に掲げる事項を、活動の主催者の責任において厳守すること。
 - ⑦ 物品販売、イベント等の参加者(以下「参加者」という。)が、前記2.(2)使用者の制限に該当しないことを確認すること。
 - ⑧ 参加者の入退場時及び施設内での密集を回避するために、導線を確保し誘導するための人員を配置すること。
 - ⑨ 飲食物を販売する場合は、試食コーナー等を設置せず、包装した状態で販売するとともに、施設内での飲食は許可されていないことを購入者に周知すること。
- (11) 策施設運営基本方針で示す事項及び感染症拡大防止のため各種団体等が策定するガイドラインの適用を徹底するものとする。

4. わくわく体験館における感染症防止対策について

- (1) わくわく体験館の感染症防止対策実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、わくわく体験館長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、わくわく体験館の使用にあたって、新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト(別紙3)に基づき、適切な感染症防止対策を実施する。
- (3) 実施責任者は、わくわく体験館の使用を希望する者全員から新型コロナウイルス感染症防止対策に基づくわくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1、1-2)を提出させ、使用の可否を判断する。

- (4) 実施責任者は、使用者全員にわくわく体験館を使用される皆様へ(別紙4)を渡して、遵守事項の徹底を図るとともに、代表者からわくわく体験館使用者名簿(別紙2)を提出させる。
- (5) 実施責任者は、不特定多数の者が予約なしで使用できるロビー等について、30 分以下とし、これを超える場合は、使用者に対しわくわく体験館使用者名簿の提出を求める。
- (6) 実施責任者は、適宜施設内の消毒を行う。
- (7) 実施責任者は、使用者に対し厚生労働省の接触確認アプリや岐阜県感染警戒QRシステムの利用を奨励する。

5. 適用期間

本要領の適用は、令和3年4月1日から、日本政府による新型コロナウイルス感染症の終息宣言が発表される日までとする。

附則

令和3年4月1日 令和3年4月1日適用

わくわく体験館指定管理者 有限会社可児ガラス工房 作成